

【鹿児島県行政書士会会長声明】  
ロシアによるウクライナ侵攻について

この度のロシアによるウクライナ侵攻は、武力による一方的な現状変更の試みである。ロシア軍はウクライナ国内の住宅や病院、学校へも攻撃を続けており、多くの国民が難民として出国を余儀なくされている旨の報道がなされている。

ロシアの暴挙は国際社会における平和と秩序を著しく脅かす国連憲章に違反する行為である。鹿児島県行政書士会として、ロシアに対しウクライナからの軍隊の即時撤退とともに、世界の恒久平和に向けた誠意ある対応を執ることを強く求めます。

そして、この惨事により犠牲となられた全ての方々に深い哀悼の意を表します。

行政書士は、基本的人権を尊重し、全ての人の権利が守られる共生社会の実現に寄与するため活動しています。鹿児島県行政書士会は、一日も早い事態の鎮静化を願い、ウクライナを含め戦火に巻き込まれた全ての人々が平和で穏やかに暮らせる日常を取り戻すため、日本政府による支援策に基づき、日本行政書士会連合会と連携し在留資格に関する手続や日本に滞在するためのサポート等に取り組んでまいります。

令和4年3月14日  
鹿児島県行政書士会  
会長 鶴 信光